

第6期

伊賀市障がい福祉計画

第2期

伊賀市障がい児福祉計画



三重県伊賀市

2021（令和3）年3月

目 次

第1章 計画策定にあたっての基本的事項	
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の進行管理	3
5 障がいのある人の状況	3
第2章 障がい者支援の重点課題	
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	5
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの充実	6
3 福祉施設から一般就労への移行	6
3-1 一般就労への移行者数	6
3-2 就労定着支援事業の利用者数および定着率	7
4 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	8
5 相談支援体制の充実および強化	9
6 障害福祉サービス等の質の向上	9
第3章 障がい児支援の重点課題	
1 障がい児支援等体制の整備	10
1-1 障がい児に対する重層的な地域支援体制	10
1-2 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援体制	10
第4章 障害福祉サービスと地域生活支援事業	
1-1 障がい者支援サービス目標量設定の考え方	12
1-2 障害福祉サービスの実績と見込量	12
2-1 障がい児支援サービス目標量設定の考え方	19
2-2 障がい児支援サービスの実績と見込量	19
3 地域生活支援事業の内容と見込量	21
第5章 計画推進のための取り組み	
1 障がい者地域自立支援協議会の運営	28
2 伊賀圏域障がい福祉連絡協議会の運営	28

「障がい」の表記について

「障害」の「害」という漢字がもつマイナスの印象と、これを不快に感じる方の思いに配慮していく必要があると考え、「がい」をひらがなで表記することとしました。

漢字かひらがなかという議論自体を無意味に思うといった意見があることは承知していますが、「害」のマイナスイメージを払拭するとともに、障がいのある人への差別やさまざまなバリアについて、市や市民一人ひとりが考える契機にしていきたいと考えています。

なお、法律で定められた用語等については、混乱を避けるため漢字表記としています。

第1章 計画策定にあたっての基本的事項

基本理念：だれもが自分らしく暮らせるまちをつくる

全ての人が住み慣れた地域で「自分らしい暮らし」が送れることを願っています。支援や介護が必要なときも「いきいきと輝ける暮らし」を実現するよう支えあうことが、私たちがめざす障がい者福祉です。

障がいのあるなしにかかわらず、一人ひとりが主人公になって主体的に生きる力を身につけ、お互いの人権を尊重しあいながら、つながりを持って安心して心豊かに暮らせるよう支援するユニバーサルデザインの理念に基づいた「ひとづくり」、「しくみづくり」、「まちづくり」が必要です。公的な制度に基づくサービスを基盤としつつ、障がいのある人自身を含めた市民参加によって柔軟、多彩に展開される地域福祉活動との効果的な協働を進め、「高参加・高福祉」の障がい者福祉を実現していきます。

1 計画策定の目的

本市では、2007（平成19）年3月に「伊賀市障害福祉計画（第1期）」を策定して以来、5期にわたって「障がい福祉計画」を策定し、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供基盤等の整備に努めてきました。

この間、わが国においては、2014（平成26）年に国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准されましたが、これに先立ち批准に向けた国内法の整備が行われ、2011（平成23）年7月の障害者基本法の改正、2012（平成24）年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行、2013（平成25）年4月に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へ改正されたことにより、障がい者の範囲に新たに難病等が含まれました。

さらに2016（平成28）年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行、同年5月の「発達障害者支援法の一部を改正する法律」など、障がい福祉分野の法制度は大きな変革が行われてきました。

また、2018（平成30）年6月には障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とする「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、文化芸術活動の側面を含めた総合的な施策の展開が求められるようになっていきます。

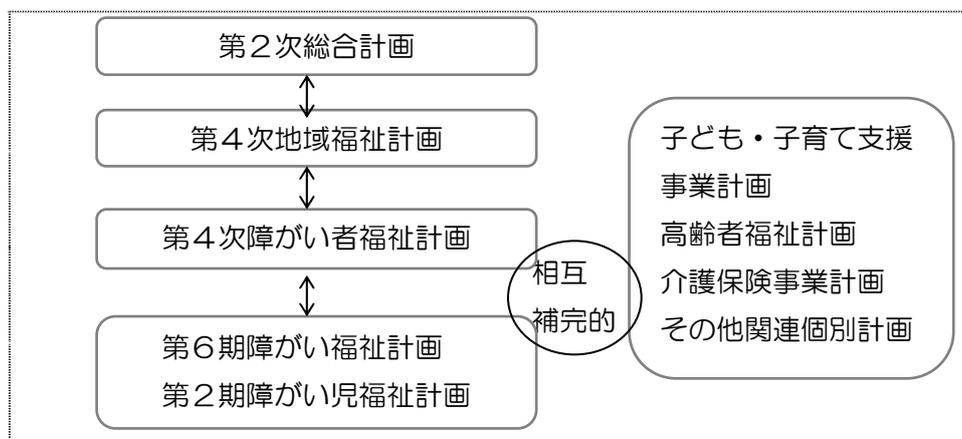
本計画は、このような一連の改革を踏まえたうえで、2020（令和2）年12月に策定した「第4次伊賀市障がい者福祉計画」を基本としつつ、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障がいのある人が自立した地域生活及び社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の必要量を的確に見込むとともに、その提供体制の確保や計画推進のための取り組みを定めるため策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」であり、「伊賀市総合計画」や「伊賀市地域福祉計画」、障害者基本法に基づく「伊賀市障がい者福祉計画」を相互補完的な計画とし、今後、本市が進めていく障害福祉サービスに係る給付、相談支援及び地域生活支援事業の方向性や目標値を定める計画です。

また、2018（平成 30）年度より、児童福祉法の改正に伴い児童福祉法第 33 条の 20 で障がいのある子どもに対するサービスの提供体制の確保や円滑な実施に関する計画を定めることが義務付けられたことから、「第 2 期障がい児福祉計画」を「第 6 期伊賀市障がい福祉計画」と一体的に策定します。

■図 1 計画の位置づけ



3 計画の期間

計画期間は、第 4 次伊賀市障がい者福祉計画の前期期間にあわせ、2021（令和 3）年度から 2023（令和 5）年度までの 3 年間とします。

■図 2 計画の期間



4 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講ずること（PDCA サイクル）とされています。

本市では、障がい者地域自立支援協議会において、本計画の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて調査及び分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や見直しを行います。

※PDCA サイクルとは

業務プロセスの管理手法の一つで、「計画（plan）」、「実行（do）」、「評価（check）」、「改善（act）」という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法

5 障がいのある人の状況

障害者手帳を所持している市民は、2019（令和元）年度3月末現在、6,296人で、人口の約7%となっています。内訳を見ると、身体障害者手帳所持者は4,715人で、そのうちの約5割が肢体不自由です。また、療育手帳所持者は851人で、2016（平成28）年度と比較して67人増加しています。精神障害者保健福祉手帳所持者は730人で、2016（平成28）年度から143人増加しています。

この項では、現状をとらえる指標の一つとして障害者手帳所持者数をあげていますが、発達障がい者や難病患者も手帳の有無に関わらず障がい者の範囲に含まれており、各種サービスの対象となっています。

なかでも発達障がい者については、診断環境の整備や社会認知拡大に伴い、対象者が増加しています。

また、本市人口に占める外国籍の人の割合は県内他市町に比べて高く、定住化も進む中、外国籍の人のサービス利用が増加し、生活習慣の違いや背景を理解した上での支援が必要となっています。

■各障害者手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）

〔単位：人〕

区 分	2017年度 （平成29）	2018年度 （平成30）	2019年度 （令和元）
身体障害者手帳	4,818	4,731	4,715
療 育 手 帳	805	823	851
精神障害者保健福祉手帳	617	683	730
計	6,240	6,237	6,296

■身体障害者手帳所持者数（2020（令和2）年3月31日現在）〔単位：人〕

区分	視覚 障がい	聴覚・ 平衡 機能 障がい	音声・ 言語・ そしゃく 障がい	肢体 不自由	内部 障がい	合 計	計	
							者	児
1級	115	31	2	345	813	1,306	1,292	14
2級	74	89	3	388	22	576	563	13
3級	18	86	30	575	149	858	848	10
4級	17	130	16	799	302	1,264	1,259	5
5級	35	2		308		345	341	4
6級	30	182		154		366	363	3
計	289	520	51	2,569	1,286	4,715	4,666	49
2016年度 (平成28)	310	507	48	2,690	1,217	4,772	4,722	50

■療育手帳所持者数（各年度3月31日現在）〔単位：人〕

区 分		2016（平成28）年度	2019（令和元）年度
A1（最重度）	18歳未満	47	55
	18歳以上	262	270
A2（重 度）	計	309	325
B1（中 度）	18歳未満	123	131
	18歳以上	352	395
B2（軽 度）	計	475	526
合 計		784	851

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度3月31日現在）〔単位：人〕

区 分	2016（平成28）年度	2019（令和元）年度
1 級	57	70
2 級	409	496
3 級	121	164
計	587	730

■障害福祉サービス支給決定者数（各年度3月31日現在）

区 分	2016（平成28）年度	2019（令和元）年度
障がい者	705	774
障がい児	123	214
計	828	988

第2章 障がい者支援の重点課題

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の指針】

2023（令和5）年度末における地域生活に移行する者の数値目標の設定にあたっては、2019（令和元）年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行し、また、2023（令和5）年度末の施設入所者数を2019（令和元）年度末時点の1.6%以上削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとしています。

なお、障害児入所施設の18歳以上の入所者については、従前のおり施設入所者の算定対象外としています。

【市の状況】

第5期計画の期間中、支援者への地域移行啓発や聴き取り調査に取り組みましたが、目標値を達成することが難しい状況でした。地域へ移行した後に生活が難しくなることへの不安が障がい者・保護者ともにあり、さまざまな視点から考える必要があることも分かってきました。

【市の目標値】

本市においては、本人の意思を決定するための情報や地域で生活するために必要な社会資源が不足しており、地域生活を行うために必要なサービスの整備を図りながら、施設への調査などを実施しその結果を踏まえ、国の指針に基づき、2021（令和3）年度からの3年間で施設入所者数を2人削減するとともに、地域生活移行者数を5人と設定します。

項目	数値	考え方
2019（令和元）年度末時点の入所者数（A）	82人	2019（令和元）年度末時点の施設入所者数
2023（令和5）年度末時点の入所者数（B）	80人	2023（令和5）年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込（A－B）	2人 2.4%	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	5人 6.1%	2021（令和3）年度から3年間で施設入所から地域生活へ移行した者の数

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの充実

【国の指針】

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について今後、計画的に推進する観点から、精神病床から退院後1年以内の地域での生活日数を上昇させることを基本として設定することとしています。

【市の状況】

本市では現在、伊賀圏域障がい福祉連絡協議会などにおいて精神障がいに関する支援について、地域における課題を洗い出し、抽出された課題を解決するために協議を行っています。

【市の目標値】

伊賀圏域障がい福祉連絡協議会などにおいて協議を続けるとともに、病院、訪問看護ステーション、相談支援事業所等と連携を図り、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを充実させ支援体制の強化を図ります。

項目	数値	考え方
【目標値】 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	年6回以上	圏域体制での協議の場を今後も引き続き行う

3 福祉施設から一般就労への移行

◆3-1 一般就労への移行者数

【国の指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、2023（令和5）年度中に一般就労に移行する者の数値目標に当たっては、2019（令和元）年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとしています。

一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者を確保するとともに、移行率の上昇を見込んでいます。

また、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、目標値を設定することとしています。

【市の状況】

本市では、伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労支援部会で障害福祉サービス事業所連絡会を開催し、情報共有や一般就労への啓発に取り組みました。

第5期計画では、市内の就労移行支援事業を行う5事業所のうち3事業所が就労移行率3割以上の事業所としていました。2019（令和元）年度末時点で、就労移行支援事業を行う事業所は3事業所で、目標の就労移行率3割以上を全ての事業所が達成しました。

【市の目標値】

障がいのある人と企業の求めることとの相違により、求人率は増加しているものの一般就労に結びつくことが困難となっています。よりきめ細やかな就労支援を行い、国の指針に基づき2023（令和5）年度中に福祉施設からの一般就労移行者数を11人と設定します。

項目	数値	考え方
2019（令和元）年度中の一般就労移行者数	8人	福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 2023（令和5）年度中の一般就労移行者数	11人	2023（令和5）年度中において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
	1.37（倍）	
	1.30（倍）	就労移行支援事業所からの就労移行率
	1.26（倍）	就労継続支援A型事業所からの就労移行率
	1.23（倍）	就労継続支援B型事業所からの就労移行率

◆ 3-2 就労定着支援事業の利用者数および定着率

【国の指針】

就労定着支援事業の利用者数については、2023（令和5）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本として設定することとしています。

また、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本として設定することとしています。

【市の状況】

2018（平成30）年4月よりサービスが開始し、圏域内でも就労定着支援を提供する事業所が徐々に増加していることにより、利用者も増加しています。

本市では、伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労支援部会を通じて事業所や企業と連携を図り、一般就労後の定着支援を個々のケースに応じて関係機関が対応しています。

【市の目標値】

国の指針に基づき、一般就労移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用し、その利用者の就労定着率が8割以上の事業所を事業所全体の7割以上と設定します。

項目	数値	考え方
2019（令和元）年度末	2か所	就労定着支援事業所数
【目標値】 2023（令和5）年度における福祉施設等を通じて一般就労に移行した者のうち、就労定着支援事業利用者の就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上	4か所	就労定着支援事業所数
	3か所	全体の事業所のうち就労定着率8割以上の事業所数

4 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の指針】

2023（令和5）年度末までに、地域生活支援拠点等を各市町村又は各圏域に一つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本として設定しています。

【市の状況】

本市では、2020（令和2）年4月から地域生活支援拠点機能を面的に整備し、運用を開始しました。

【市の目標】

2023（令和5）年度末までに、地域生活支援拠点等の5つの機能である「相談」、「緊急時の受入・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の充実を図ります。緊急時における迅速・確実な活用を図るとともに、施設などからの地域移行に対する支援を進めます。

また、運用状況の検証等を障がい者地域自立支援協議会において実施します。

5 相談支援体制の充実および強化

【国の指針】

2023（令和5）年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することとしています。

【市の目標】

障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送るためには、一人ひとりのニーズに応じた適切な障害福祉サービス等の利用を支える相談支援体制の構築が必要です。

サービスの利用にあたっては、特定相談支援事業所の相談支援専門員が、サービス等利用計画書を作成しています。現在は、利用者全員の計画書が作成されていますが、サービス利用者は年々増加しており、相談支援専門員の増員が必要です。相談支援事業所連絡会では、持続可能な相談支援の在り方や人材の育成等について検討をしています。

また、障がい者地域自立支援協議会専門部会を活用し、相談支援専門員のスキルアップを図るとともに、2018（平成30）年度に整備した基幹相談支援センターが専門的な指導助言を行います。

近年は、障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する利用者が増加しています。切れ目なくサービスが引き継がれるように、相談支援専門員と介護支援専門員、双方の専門職がそれぞれの制度を理解する必要があります。そのための研修会を開催するとともに、基幹相談支援センターが、障害福祉サービスと介護保険サービスをつなぐ役割を果たします。

6 障害福祉サービス等の質の向上

【国の指針】

2023（令和5）年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することとしています。

【市の目標】

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取り組みとして、サービスの質の向上を図るため第三者による評価や障害福祉サービス等の情報公開制度の活用や研修体制の構築を図ります。

近年、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供する体制の構築を図ります。

県やさまざまな機関が実施する講習や研修などの情報を広く収集し、事業所等へ周知します。

また、伊賀圏域障がい福祉連絡協議会などにおける各種部会等において、同一事業を提供する障害福祉サービス事業所がネットワークを強化し、事例検討やスキルアップ研修などに取り組むことで圏域での質の向上に取り組んでいきます。

第3章 障がい児支援の重点課題

1 障がい児支援等体制の整備

子ども・子育て支援法では、基本理念に「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と定められています。障がいのある子どもについて、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育などの利用状況も考慮しつつ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援体制を確保していきます。

◆ 1-1 障がい児に対する重層的な地域支援体制

【国の指針】

地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、2023（令和5）年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

【市の状況】

児童発達支援センターが2020（令和2）年4月に整備され、保育所等訪問支援事業が実施されています。

【市の目標】

こども発達支援センターが軸となり、児童発達支援センターと連携しながら、乳幼児から一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の充実を図り、さらに重層的な地域支援体制の構築を進めます。

◆ 1-2 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援体制

【国の指針】

2023（令和5）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本として設定することとしています。

また、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関などが連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本として設定することとしています。

【市の状況】

本市における、重症心身障がい児対象の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備について、保健・障がい福祉・保育・教育などの関係機関で検討を行っています。

医療的ケア児の支援については、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などに関わるネットワークの構築に向け、県内中勢圏域において検討を行っています。

【市の目標値】

2023（令和5）年度末までに、重症心身障がい児を対象とする児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所については、1か所整備します。

また、医療的ケア児の支援については、圏域では設置済みであるが、市の保健・医療・障がい福祉・保育・教育などが連携し協議を続けていきます。

項目	数値	考え方
【目標値】 2023（令和5）年度末の重症心身障がい児を対象とする児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の整備数・場所	児童発達支援事業所 1か所整備／圏域 放課後等デイサービス事業所 1か所設置／市	重症心身障がい児が、身近な地域で支援を受けられるようにするため整備する。
【目標値】 2023（令和5）年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所設置／圏域	圏域（津市・鈴鹿市・亀山市・名張市・伊賀市）で行う5市連携研究会を設置済み。
【目標値】 2023（令和5）年度末の医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	1人配置／市	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了生者を配置する。



第4章 障害福祉サービスと地域生活支援事業

1-1 障がい者支援サービス目標量設定の考え方

障害福祉サービスや地域生活支援事業の目標量設定については、2018（平成30）年度から2020（令和2）年度の利用実績をもとに利用者数等の推計を行い、併せて障害者総合支援法等の関係法令を踏まえ設定します。

ただし、2020（令和2）年度については見込数値とします。

また、利用実績を見ると、第5期計画策定時には年々増加していた利用希望者数が微増に留まり、緩やかな増加となってきています。このことも踏まえ、第6期計画の目標値を設定しました。

1-2 障害福祉サービスの実績と見込量

（1）訪問系サービス及び短期入所

【サービスの概要】

居宅介護

自宅で入浴、排泄、食事などの介護を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

同行援護

視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報を提供し、必要な援護を行います。

行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護などを行います。

【現状分析】

居宅介護など訪問系サービスの利用希望者数は、一定数となってきました。

しかし、サービス種別によってはサービス提供事業者やヘルパーの不足により、十分なサービスが受けられないのが現状です。

【現状値】

サービス種別		2018 (平成30)年度		2019 (令和元)年度		2020(令和2) 年度(見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
居宅介護	実人数	140	133	145	141	150	138
	時間数	1,680	1,526	1,740	1,514	1,800	1,671
重度訪問介護	実人数	4	2	5	2	6	1
	時間数	72	140	95	159	120	6
同行援護	実人数	20	14	21	14	22	12
	時間数	200	125	210	134	220	82
行動援護	実人数	5	4	6	3	7	3
	時間数	90	92	108	75	126	59
短期入所	実人数	65	57	65	52	65	36
	人日分	520	429	520	397	520	264

*実人数：1月あたりの利用人数（以下同様）

*時間数：1月あたりのサービス提供時間（以下同様）

*人日分：「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」（以下同様）

【目標値の見込方】

第6期計画では国の指針に基づき、現に利用している人数などを勘案して、各サービスとも増加を見込んで目標値を設定していますが、重度障害者等包括支援については、市内にサービス提供事業所の確保が見込めないため、目標値の設定ができませんでした。

短期入所については、利用希望が多い中、事業所数は長年増えていないことから、早急に整備できるよう努めます。

今後、事業所の確保が見込めないサービスについては介護保険事業所を基準該当サービス事業所とすることも検討しながら、各サービスが十分に提供されるよう、実施事業者の確保に努めます。

【目標値】

サービス種別		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
居宅介護	実人数	145	150	155
	時間数	1,740	1,800	1,860
重度訪問介護	実人数	2	2	3
	時間数	160	170	270

【目標値（つづき）】

サービス種別		2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
同行援護	実人数	14	14	15
	時間数	140	154	180
行動援護	実人数	3	3	4
	時間数	75	75	100
短期入所	実人数	60	65	70
	人日分	480	520	560

（2）日中活動系サービス

【サービスの概要】

生活介護

常に介護を必要とする人に主として昼間に、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援（A型・B型）

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

就労定着支援

就労の定着を図るため、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関などとの連絡調整や課題解決に向けた支援を行います。

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、介護及び日常生活の介助を行います。

【現状分析】

生活介護については、目標値には達していないものの利用実績は伸びており、利用希望も多くあるが、サービス提供事業所が増えていないことから整備が求められています。生活訓練は利用希望者が増加していますが、事業所が1か所であるため、目標日数を下回る結果となりました。

また、就労移行支援事業所が年々減少しており、それに伴って実績も減少しています。就労定着支援については2018（平成30）年4月から開始された事業であり、年々実績が増えています。

【現状値】

サービス種別		2018 （平成30）年度		2019 （令和元）年度		2020（令和2） 年度（見込）	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
生活介護	実人数	210	211	215	218	220	217
	日数	4,200	3,985	4,300	4,087	4,400	4,122
自立訓練（機能訓練）	実人数	2	2	2	2	2	2
	日数	40	34	40	41	40	29
自立訓練（生活訓練）	実人数	11	9	11	16	11	18
	日数	220	82	220	212	220	205
就労移行支援	実人数	23	22	24	13	25	8
	日数	460	397	480	208	500	125
就労継続支援（A型）	実人数	55	53	56	51	57	52
	日数	1,100	1,007	1,120	947	1,140	962
就労継続支援（B型）	実人数	230	222	235	230	240	243
	日数	4,600	3,869	4,700	3,976	4,800	4,193
就労定着支援	実人数	12	4	13	7	15	7
療養介護	実人数	8	7	8	9	8	9

【目標値の見込方】

現在の市内のサービス提供事業所数や、サービス利用の伸び等を勘案し、以下のように目標値を設定します。

【目標値】

サービス種別		2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
生活介護	実人数	220	225	230
	人日分	4,400	4,500	4,600
自立訓練（機能訓練）	実人数	2	2	2
	人日分	40	40	40
自立訓練（生活訓練）	実人数	18	19	20
	人日分	234	247	260

【目標値（つづき）】

サービス種別		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
就労移行支援	実人数	15	17	20
	人日分	240	272	320
就労継続支援（A型）	実人数	54	55	56
	人日分	1,080	1,100	1,120
就労継続支援（B型）	実人数	245	250	255
	人日分	4,410	4,500	4,590
就労定着支援	実人数	10	13	16
療養介護	実人数	9	10	10

（3）居住系サービス

【サービスの概要】

自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や関係機関との連絡調整などの支援を行います。

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

施設入所支援

施設に入所する人に、主として夜間に入浴、排泄、食事の介護などを行います。

【現状分析】

共同生活援助（グループホーム）については、市内で新たな施設の整備が進み、目標値をほぼ達成した結果となりました。

自立生活援助については、市内に事業所がなく、県内でも1事業所のみとなっているため、実績は0でした。

【現状値】

サービス種別		2018 (平成30)年度		2019 (令和元)年度		2020(令和2) 年度(見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
自立生活援助	実人数	2	0	3	0	3	0
共同生活援助（GH）	実人数	110	117	115	118	120	115
施設入所支援	実人数	82	84	81	82	80	81

【目標値の見込方】

共同生活援助（グループホーム）や自立生活援助は、地域移行を進めるうえで重要なサービスとなります。グループホームの整備や利用者の増加を見込んで目標値を設定しています。

【目標値】

サービス種別		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
自立生活援助	実人数	1	2	2
共同生活援助（GH）	実人数	120	125	130
施設入所支援	実人数	81	81	80

（施設整備見込量）

サービス種別		2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
		実績	目標		
共同生活援助（GH）	定員数 (人)	114	120	125	130

（4）相談支援

【サービスの概要】

計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障がい者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成するとともに、サービス等の利用状況の検証を行い必要に応じて計画の見直しを行います。

地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保やその他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。

地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者及び地域生活が不安定な障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に関する相談を行います。

【現状分析】

計画相談支援については、サービス利用者全員に計画相談支援を行うことができました。しかし、障害福祉サービスの利用希望が多く、計画相談支援事業の負担が大きくなっています。そのため、事業所運営や相談支援専門員の負担軽減、質の向上を図ることを目的とした、相談支援事業所連絡会が立ち上げられました。

地域定着支援については、利用実績がありませんでした。

【現状値】

サービス種別		2018 (平成30)年度		2019 (令和元)年度		2020(令和2) 年度(見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
計画相談支援	人数	121	160	122	213	124	213
地域移行支援	人数	2	1	3	1	3	1
地域定着支援	人数	2	0	3	0	3	0

*人数については1月あたりの利用人数(以下同様)

【目標値の見込方】

計画相談支援については、全ての障害福祉サービス利用者に計画相談支援を行うこととし、新規利用者数とモニタリングも含めた目標値を設定します。

今後は、相談対応の質の向上を図り、充実したサービス利用となるよう支援を行う必要があります。

また、地域移行支援と地域定着支援については、今後の地域移行者数を踏まえて目標値を設定します。

【目標値】

サービス種別		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
計画相談支援	人数	214	217	220
地域移行支援	人数	1	2	2
地域定着支援	人数	1	2	2

2-1 障がい児支援サービス目標量設定の考え方

障がい児支援サービスの目標量設定については、2018（平成 30）年度から2020（令和 2）年度の利用実績をもとに利用者数等の推計を行い設定します。

ただし、2020（令和 2）年度については見込数値とします。

また、障がいの特性もさまざまで、低年齢児や外国籍の児童など、多様な利用者がいる上に、小学生から高校生までが同じ空間を利用していることから、さまざまな課題が生じています。利用希望者数も増加していることを踏まえ目標値を設定しています。

2-2 障がい児支援サービスの実績と見込量

【サービスの概要】

児童発達支援

就学前の障がい児が通所により利用する身近な療育の場として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及びその他必要な支援を行います。

放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対し、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の発達の支援を行います。

保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し発達支援を行います。

障害児相談支援

児童福祉法に基づく通所サービスを利用する全ての障がい児に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成するとともに、サービス等の利用状況の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

【現状分析】

児童発達支援及び放課後等デイサービス支援の利用希望は年々増加しており、目標値を大きく上回っています。サービス提供事業所の整備も進んでいますが、未だに不足している現状です。

保育所等訪問支援については、2020（令和 2）年 4 月から新しく事業所が開設され、今後は利用実績が伸びる見込みです。

【現状値】

サービス種別		2018 (平成30)年度		2019 (令和元)年度		2020(令和2) 年度(見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
児童発達支援	実人数	30	40	32	54	34	45
	日数	180	168	192	228	204	193
居宅訪問型 児童発達支援	実人数	1	0	1	0	1	0
	日数	4	0	4	0	4	0
放課後等デイサービス	実人数	90	111	95	128	100	144
	日数	900	1,171	950	1,455	1,000	1,761
保育所等訪問支援	実人数	5	3	7	2	9	5
	日数	16	6	18	4	20	8
障害児相談支援	人数	28	45	30	52	32	55

【目標値の見込方】

障害児通所支援については、市内のサービス提供事業所の定員数、市外のサービス提供事業所の利用状況及びサービス利用の伸び等を勘案し、以下のように目標値を設定します。

また、障害児相談支援については、障害者総合支援法に基づく計画相談支援と同じく、全ての障害児通所支援の利用児に対し障害児計画相談支援を行うこととし、今後の新規利用者数とモニタリングも含めた目標値を設定します。

【目標値】

サービス種別		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
児童発達支援	実人数	60	65	70
	人日分	240	260	280
居宅訪問型 児童発達支援	実人数	1	1	1
	人日分	4	4	4
医療型児童発達支援	実人数	1	1	1
	人日分	4	4	4
放課後等デイサービス	実人数	150	155	160
	人日分	1,800	1,860	1,920
保育所等訪問支援	実人数	15	20	25
	人日分	30	40	50
障害児相談支援	人数	60	62	64

3 地域生活支援事業の内容と見込量

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

【事業内容】

地域の住民に対して、障がいのある人などに対する理解を深めるための研修や啓発を行います。ヘルプマークや思いやり駐車場などの普及にも努めます。

障がい者差別解消に向け、市職員としての対応要領に基づき、全庁的な取り組みを進めていきます。

【目標値の見込方】

地域の住民に対して、障がいのある人などに対する理解を深めるための研修会や街頭啓発などを実施します。また、メディアを利用した啓発についても実施します。

障がいのある人からの相談や紛争解決のため、障がい者地域自立支援協議会の中に、地域の関係機関と連携した障がい者差別解消支援専門部会を設置します。

【目標値】

事業名		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施

②自発的活動支援事業

【事業内容】

障がいのある人やその家族、地域住民などが自発的に行う活動を支援します。

【目標値の見込方】

障がいのある人やその家族、地域住民などが自発的に行うスポーツ大会を支援するとともに、地域での身近な相談体制推進のため、相談員設置事業等を実施します。

【目標値】

事業名		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

③相談支援事業

【事業内容】

障がいのある人などが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人や障がいのある子どもの保護者又は介護を行う者、関係機関などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行うことや権利擁護のために必要な支援を行います。

【目標値の見込方】

相談支援事業を効果的に実施するため、障がい者団体代表者、福祉・保健・医療関係者、労働関係機関、教育関係者などからなる「伊賀市障がい者地域自立支援協議会」を引き続き設置するとともに、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携を強化し、ネットワークの構築を図るため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置します。

【目標値】

事業名			2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
相談支援事業	障がい者基幹相談支援センター	実施の有無	実施	実施	実施
	地域自立支援協議会	実施の有無	実施	実施	実施

④成年後見制度利用支援事業

【事業内容】

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用支援を行います。

【目標値の見込方】

「伊賀地域福祉後見サポートセンター」を引き続き設置し、成年後見制度の利用に際し相談対応や助言を行います。

また、成年後見制度（法定後見）の申し立てを行う親族がいない人で、申し立てに係る費用や後見人などへの報酬を負担できない人を対象に、費用負担の支援を行います。

【目標値】

事業名			2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施

⑤成年後見制度法人後見支援事業

【事業内容】

成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【目標値の見込方】

現在は事業を実施していませんが、「伊賀地域福祉後見サポートセンター」事業を委託している社会福祉協議会などと事業の実施について協議していきます。

【目標値】

事業名		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

⑥意思疎通支援事業

【事業内容】

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などその他の人との意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記奉仕員などの派遣や点訳、音訳などによる支援を行います。

【現状値】

事業名		2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度(見込)
手話通訳者設置事業	実設置者数	1	1	1
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	延べ派遣回数	387	408	408
点字広報・声の広報等発行事業	実施の有無	実施	実施	実施
点字奉仕員等養成事業	実施の有無	実施	実施	実施

【目標値の見込方】

手話通訳者設置事業は市役所の窓口での対応だけではなく、学校や病院などへ出向いての通訳や企業などからの派遣依頼によるコーディネートが増加など、その役割が大きくなっています。また手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業については、利用者数の増加を見込んでいます。

【目標値】

事業名		2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
手話通訳者設置事業	実設置者数	1	1	1
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	延べ派遣回数	415	421	428
点字広報・声の広報等発行事業	実施の有無	実施	実施	実施
点字奉仕員等養成事業	実施の有無	実施	実施	実施

⑦日常生活用具給付等事業

【事業内容】

障がいのある人などの日常生活の利便性向上を図るため、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付します。

【サービスの概要】

- 介護・訓練支援用具： 特殊寝台、特殊マット、移動用リフトなど
- 自立生活支援用具： 入浴補助用具、つえ、便器、頭部保護帽、特殊便器など

在宅療養等支援用具：	ネブライザー、電気式たん吸引器、盲人用体温計など
情報・意思疎通支援用具：	視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器、携帯用会話補助装置、聴覚障害者用通信装置など
排泄管理支援用具：	ストマ用装具、収尿器
居宅生活動作補助用具：	障がい者の移動などを円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【現状値】

事業名		2018 (平成30)年度		2019 (令和元)年度		2020(令和2) 年度(見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
介護・訓練支援用具	給付件数	5	2	5	3	5	3
自立生活支援用具	給付件数	10	7	13	7	15	7
在宅療養等支援用具	給付件数	10	5	13	4	15	4
情報・意思疎通支援用具	給付件数	13	10	15	12	20	12
排泄管理支援用具	給付件数	1,830	1,779	1,860	1,827	1,890	1,827
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	5	3	5	1	5	1
合計	給付件数	1,873	1,806	1,911	1,854	1,950	1,854

【目標値の見込方】

本制度が広く周知され増加傾向であり、実績から目標値を設定しています。

【目標値】

用具名		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
介護・訓練支援用具	給付件数	5	5	5
自立生活支援用具	給付件数	15	15	15
在宅療養等支援用具	給付件数	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	給付件数	15	15	15
排泄管理支援用具	給付件数	1,880	1,934	1,989
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	5	5	5
合計	給付件数	1,930	1,984	2,039

⑧手話奉仕員養成研修事業

【事業内容】

聴覚障がい者などとの交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕員を養成します。

【目標値の見込方】

手話奉仕員養成講座や講座修了生に対し、フォローアップ研修を実施します。

【目標値】

事業名		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	実施	実施	実施

◎移動支援事業

【事業内容】

屋外での移動が困難な障がい者などについて、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のため、外出時における移動支援を行います。

【現状値】

事業名		2018 (平成30)年度		2019 (令和元)年度		2020(令和2) 年度(見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
移動支援事業	利用者数	115	133	120	149	125	149
	延べ利用時間数	9,000	7,512	9,400	7,841	9,800	7,841

【目標値の見込方】

居宅介護等の事業と同様、サービスが十分に提供されるよう、実施事業者の確保に努めます。

【目標値】

事業名		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
移動支援事業	実利用者数	154	159	164
	延べ利用時間数	7,609	7,383	7,165

(2) 任意事業

①訪問入浴サービス

【事業内容】

看護師又は准看護師若しくは介護職員が、身体に重度の障がいのある人を訪問し、居宅において入浴サービスを実施します。

【現状値】

事業名		2018 (平成30)年度		2019 (令和元)年度		2020(令和2) 年度(見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
重度障害者等訪問入浴サービス	実利用者数	4	3	5	3	6	2

【目標値の見込方】

事業の継続によってニーズへの対応と着実な実施を図りつつ、事業の啓発を行います。

【目標値】

事業名		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
重度障害者等訪問入浴サービス	実利用者数	3	3	3

②生活訓練等事業

【事業内容】

障がいのある人などに対して、日常生活上必要な訓練・指導などを行います。

【現状値】

事業名		2018 (平成30)年度		2019 (令和元)年度		2020(令和2) 年度(見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
視覚障がい児(者) 歩行訓練等給付事業	実利用者数	7	11	8	11	9	9

【目標値の見込方】

視覚障がいのある人に対する歩行訓練や生活訓練などを実施します。

【目標値】

事業名		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
視覚障がい児(者) 歩行訓練等給付事業	実利用者数	10	11	13

③日中一時支援事業

【事業内容】

障がいのある人などの日中における活動の場を確保し、障がいのある人などの家族の就労支援及び障がいのある人などを日常的に介護している家族の一時的な休息を推進します。

【現状値】

事業名		2018 (平成30)年度		2019 (令和元)年度		2020 (令和2)年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
日中一時支援事業	実利用者数	240	287	250	352	260	352

【目標値の見込方】

日中一時支援事業は、今後もニーズが高いと予想されることから増加を見込んでいますが、サービスが十分に提供されるよう、実施事業所の確保に努めます。

【目標値】

事業名		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
日中一時支援事業	実利用者数	375	399	425

④成年後見制度普及啓発事業

【事業内容】

社会福祉協議会における伊賀地域福祉後見サポートセンターとの連携など、成年後見制度の普及・利用促進に向けた取り組みを行います。

⑤障害者虐待防止対策支援事業

【事業内容】

障害者虐待防止法に基づき、虐待の予防と早期発見のための取り組みを進めるとともに、障がい者を現に養護する人（養護者）に対して支援を行います。

また、障がい福祉施設従事者などや利用者による虐待を防止するため、研修会を開催し、地域の住民及び民間事業者などに対しても継続的に啓発を行います。

⑥障がい者による文化芸術活動の推進

【事業内容】

2018（平成 30）年に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、2020（令和 2）年に策定された「伊賀市文化振興ビジョン」の理念に基づき、個性や能力が発揮できるよう、創造機会の拡大や発表機会の確保、評価、販売等の促進のための取り組みを行います。

⑦障がいを理由とする差別の解消の推進

【事業内容】

障害者差別解消法に基づき、障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、広く市民に周知するとともに差別解消のための啓発を継続的に行います。

障害者週間における街頭啓発や伊賀鉄道イベント列車、公共施設等でのパネル展示など多くの場を通し、目にしていただける機会を設けます。

第5章 計画推進のための取り組み

1 障がい者地域自立支援協議会の運営

障がい者地域自立支援協議会は、障害者総合支援法第77条第1項第3号に基づく相談支援事業を実施していくうえで、中立・公平性を確保し、事業を適切に運営するとともに、障がい者支援に関する機関・団体などのネットワークを構築し、困難ケースへの対応等を図る組織として位置づけられています。

本市では、こうした機能に加え、PDCA サイクルにより本計画の進捗状況の確認・評価及び見直しを行うとともに、障がい者福祉を推進していくうえでのさまざまな協議を行っていく中核的な組織として障がい者地域自立支援協議会を設置し、障がいのある人や保健・医療・福祉・保育・教育・就労などの幅広い機関の代表の参加を得ながら、さまざまな協議を行い、本計画に掲げたサービス量の確保等に努めていきます。

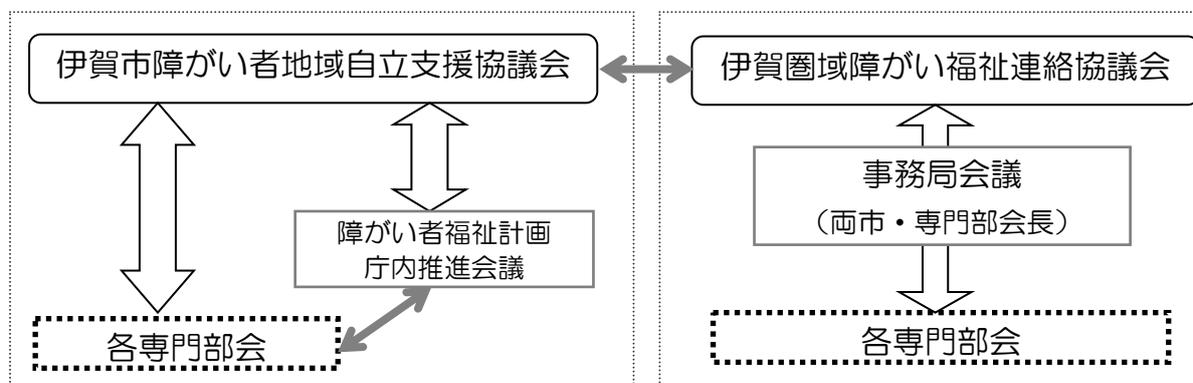
また、分野ごとにそれぞれの現場で実際に支援に携わっている人や関係機関などが協議する場として専門部会を設置し、当事者や家族の意見も聴きながら、本市の現状やニーズの把握などに努めます。

2 伊賀圏域障がい福祉連絡協議会の運営

伊賀圏域障がい福祉連絡協議会は、名張市と伊賀市による連携及び支援の体制に関する仕組みについて中核的な役割を果たすとともに、伊賀圏域の障害保健福祉に関する課題を集約し、施策への反映等課題の解決に向けた協議を行う場として位置づけられています。

また、必要に応じ課題解決のための調査研究や情報収集、人材育成を行うことを目的とし専門部会を置くことができ、両市のさまざまな関係機関が調査検討を行っています。

◆各協議会の組織体制図



第6期 伊賀市障がい福祉計画

第2期 伊賀市障がい児福祉計画

発行年月：2021（令和3）年3月

発 行：三重県伊賀市

編 集：伊賀市健康福祉部障がい福祉課

〒518 - 8501 三重県伊賀市四十九町 3184 番地

電 話：0595-22-9657

FAX：0595-22-9662

E-mail：shougai@city.iga.lg.jp